

令和 5 年 7 月 18 日

長崎みなとメディカルセンター 診療材料等物品調達及び管理等業務 (SPD) 委託に係る
制限付き一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告

地方独立行政法人長崎市立病院機構

理事長 片峰 茂



下記について、制限付き一般競争入札 (総合評価落札方式) を行いますので、長崎市立病院機構契約規程 (平成 24 年規程第 52 号) 第 5 条第 2 項の規定に基づき公告します。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 長崎みなとメディカルセンター 診療材料等物品調達及び管理等業務 (SPD) 委託
- (2) 履 行 場 所 長崎みなとメディカルセンターほか
- (3) 概 要 業務委託仕様書に記載のとおり。
- (4) 履 行 期 間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日
- (5) 最低制限価格 最低制限価格は設けない。
- (6) 契約保証金 要 (契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程第 31 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市立病院機構契約規程第 2 条第 1 項に規定する者に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること
- (2) 入札公告日において長崎市競争入札参加資格者名簿の「医療材料」、「管理医療機器」、「高度管理医療機器」、「医療用薬品」及び「その他の役務」の業種で登録がある者であること。
- (3) 過去 10 年間以内に九州内のいずれかの県において、一般病床数 300 床以上の病院における SPD 業務を 3 年以上継続して受託した実績を有する者。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領 (平成 7 年 11 月 7 日施行) 及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱 (平成 24 年長崎市告示第 85 号) の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例 (長崎県条例第 47 号) 第 16 条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがあった者 (更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) でないこと。
- (7) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがあった者でないこと

3 入札保証金

免除する。

4 入札方法

- (1) 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、総合評価に係る技術等に関する書類（以下、「技術資料」という。）を提出すること。
- (2) 入札においては、提供役務のほか、業務履行に要する一切の経費及び診療材料等費用を含めた金額を記載した入札書を提出すること。

5 仕様書等の交付等

- (1) 交付期間 令和5年7月18日（火）から令和5年7月25日（火）12時00分まで
- (2) 交付方法 地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページからダウンロードすること
- (3) 備考 診療材料等の実績については、入札参加資格を有する者に対してのみ開示する。
参加申請書提出時に診療材料等の実績開示に係る誓約書の提出をすること。

6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加申請書
 - イ 過去10年以内に九州内のいずれかの県において、一般病床数300床以上の病院におけるSPD業務を3年以上継続して受託した実績が確認できる書類
 - ウ 診療材料等の実績開示に係る誓約書
- (2) 申請書等は持参するものとし、郵送又はファックスによるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
 - ア 受付期間 令和5年7月18日（火）から令和5年7月25日（火）12時00分まで
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分までとする（12時00分から13時00分までを除く）。
受付期間最終日は12時00分までとする。
 - ウ 受付場所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター 2階
地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部経営管理課
- (4) その他
 - ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
 - ウ 提出書類は返却しないものとする。
 - エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加申請者への入札参加資格の通知及び診療材料等の実績開示

資格確認の結果については、制限付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認結果通知書にて、令和5年7月26日（水）までに通知する。また、診療材料等の実績開示に係る誓約書を提出した入札参加資格を有する者に対して診療材料等の実績データをCD-ROMにより別途開示する。

8 現場説明会の日時及び場所

現場説明会を令和5年7月27日(木)から令和5年7月28日(金)までの間で1事業者につき1時間程度実施する。日時及び場所については、入札参加資格を有する者に対して別途通知する。参加人数は1事業者につき4名までとする。

9 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和5年7月28日(金)17時00分まで
- (2) 提出場所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター 2階
地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部経営管理課
Eメール: byouin_keiei@ncho.jp
- (3) 提出方法 本機構所定の質問書により、上記のアドレスへ電子メールにて提出すること。
また、電子メールと併せて紙媒体も提出すること。
- (4) 回答日時 令和5年8月2日(水)
- (5) 回答方法 参加者全員の質疑を取りまとめ、参加者全員に対して電子メールにて回答する。

10 技術資料の提出方法等

- (1) 本入札の参加資格を有すると認められた者は、次の技術資料を提出しなければならない。
仕様書に基づいた業務委託に関する技術資料 10部(正本1部社印押印、副本9部)
- (2) 技術資料は持参するものとし、郵送又はファックスによるものは受け付けない。
- (3) 技術資料の受付
 - ア 受付期間 令和5年7月26日(水)から令和5年8月23日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)12時00分まで
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分までとする(12時00分から13時00分までを除く)。
受付期間最終日は12時00分までとする。
 - ウ 受付場所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター 2階
地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部経営管理課
- (4) その他
 - ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
 - ウ 提出書類は返却しないものとする。
 - エ 提出書類は公表しないものとする。

11 技術資料に関するヒアリング

本入札の参加資格を有すると認められた者のうち、技術資料を提出した者に対して、技術資料のヒアリングを次の通り実施する。

- (1) 実施日 令和5年8月下旬 ※日時及び場所は別途通知する。
- (2) 出席者 4名以内(リモート参加は認めない)
業務を受注する場合の現場責任者(候補者)1名以上を必ず出席者に含めること。
- (3) 実施方法 1事業者につき30分以内とし、地方独立行政法人長崎市立病院機構 SPD 業務委託技術資料評価審議委員会から質問する。

1 2 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受付けない。
- (2) 提出期間 令和5年8月22日(火)から令和5年8月31日(木)まで
日本郵便株式会社長崎中央郵便局 必着
- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより(2)に記載の郵便局留とすること。

1 3 開札立会人

本入札に参加した者、又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

1 4 開札等の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年9月1日(金) 13時00分開始
- (2) 場 所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター 1階 第3会議室

1 5 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書、誓約書及び提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 長崎市立病院機構契約規程第10条に該当する入札
- (6) 本機構所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「1 2 入札書の提出方法等」(3)に記載する郵送方法以外による入札
- (8) (入札書別紙)契約項目単価内訳の各項目が0円、又はマイナスの金額の入札
- (9) 再度入札する場合において、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者の入札

1 6 入札書の撤回等

入札者は、本機構に提出した入札書(本機構に提出期限までに到達したものをいう。以下同じ)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 7 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて届け出なければならない。

1 8 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

1 9 落札者の決定方法（総合評価落札方式による一般競争入札）

（1）総合評価の方法

提出された入札書及び技術資料を価格と価格以外の要素をもって総合的に評価する。評価方法は、価格評価点（最高点：310点）と技術資料の内容に基づく技術評価点（最高点：190点）との合計で総合評価点を求める加算方式とする。なお、入札書に記載された金額が本業務の予定価格の制限の範囲内の価格であること。

総合評価点（最高点 500 点）＝価格評価点（最高点 310 点）＋技術評価点（最高点 190 点）

（2）評価点の算定

ア 価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点のうち、10点を委託費用、300点を診療材料等費用とし、それぞれの価格評価点を算出したのちに合算した値を価格評価点とする。

◆委託費用の価格評価点の算出方法

- 1) 委託費用の最低入札価格者の価格評価点を10点とする。
- 2) その他の入札者については、次のとおり算出する

委託費用の最低入札価格 ÷ 入札者の入札価格 × 10 点

◆診療材料等費用の価格評価点の算出方法

- 1) 診療材料等費用の最低入札価格の価格評価点を300点とする。
- 2) その他の入札者については、次のとおり算出する。

診療材料等費用の最低入札価格 ÷ 入札者の入札価格 × 300 点

◆価格評価点の算出方法

価格評価点 = 委託費用の価格評価点 + 診療材料等費用の価格評価点

イ 技術評価点は、以下のとおりとする。

- 1) 本業務委託における評価項目、評価基準及び配点は別添入札説明書の評価表のとおりとする。
- 2) 本業務内容の技術資料を審査するにあたり、地方独立行政法人長崎市立病院機構 SPD 業務委託技術資料評価審議委員会（以下、「審議委員会」という。）を設置する。
- 3) 技術資料の評価は、審議委員会において評価表に沿って評価を行う。

2 0 落札者の決定方法

（1）上記の総合評価点を比較し、最も総合評価点が高かった者を落札者として決定する。落札者決定にあたり、最高得点の総合評価点を獲得した者が複数いた場合には、価格評価点が高い者を落札者とする。価格評価点も同点であった場合には、評価区分(3)調達管理業務の評価が高い者を落札者とする。それでも落札者が決定しない場合には、くじ番号による自動決定方式をもって落札者を決定する。

（2）落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札評価点並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

2 1 異議の申立て

入札した者は、入札後、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 2 問い合わせ先

長崎県長崎市新地町 6 番 39 号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部経営管理課 担当：鷺尾

TEL：095-822-3251（代表）

FAX：095-826-8798

E-mail：byouin_keiei@ncho.jp